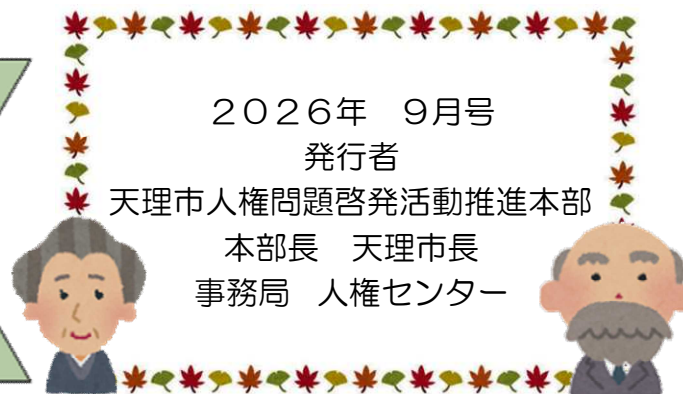




2026年 9月号

発行者

天理市人権問題啓発活動推進本部

本部長 天理市長

事務局 人権センター

高齢者の人権



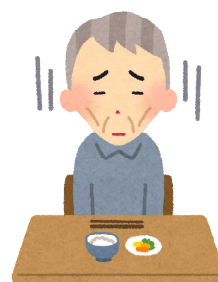
わが国では、平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、高齢化が進んでいます。令和8年度版高齢社会白書によると、65歳以上の人口は3,622万人で、高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)は約29.4%となり、日本人の約4人に1人以上という超高齢社会となっています。

今後も高齢化率は上昇を続けるとみられ、2070年には2.6人に1人(38.7%)が65歳以上になると予測されています。

そんな超高齢社会へと進んでいくなかで、次のような高齢者に対する人権問題や課題が浮き彫りとなっています。

【高齢者虐待】

高齢者に対して他者(家族や介護従事者など)による心身を傷つける行為。身体的・心理的・性的虐待のほか、介護放棄や財産を勝手に使うなどの経済的虐待があります。



【詐欺や悪徳商法】

高齢者や認知症を抱える人などを標的とした、嘘で不安を煽った点検商法やリフォーム詐欺、不用品の押し売りなど。悪徳業者が騙した住民の情報を共有し、繰り返し標的とした事例もあります。



【社会的な孤立】

近所付き合いの希薄化や退職といった社会的接点の喪失に伴い家族や地域社会から孤立すること。孤独死などのリスクが高まるとも言われています。



現在、高齢者の人権を守るため、高齢者虐待防止法や成年後見制度などをはじめとする法制度があります。ただ、手続きの負担や金銭上の問題など制度運用上課題が残る部分もありますが、法律(民法)が改正(成年後見制度については2026年6月に改正、2年6カ月以内に施行)されたり、見直しも進んでいます。



他にも高齢化社会が進むなかで、多くのベテラン職員が定年退職などで職場を離れることにより、長年の経験から培った技能やノウハウが失われないのか、次の世代へ知識をどの様に継承するか、という声もあがっています。

誰しもが年齢を重ねれば身体面や精神面に衰えが生じるのは避けられません。しかし、そのことで高齢者を疎外するのではなく、ひとりの人間としての誇りを保ってもらうことが重要で、年齢で区分するのではなく、社会の一員として尊重されるべきではないでしょうか。

もちろん、一律に社会とのつながりを強制するものではなく、本人の意思と尊厳を尊重することが大切であることはいふまでもありません。

人の助けが必要となった時には、適切な介護サービスを受けることができるなど、地域で安心して暮らし続けられるように、高齢者に対する理解を深め、高齢者を大切に思うところを育てていきましょう。



人権擁護委員による定例相談 のお知らせ

【場所】市役所 1 階122 相談室

【時間】12 時から 15 時まで

【9 月】14 日(月曜日)

【10 月】13 日(火曜日)